

広島県告示第五百八十五号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十年六月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 協力の申出が撤回された病院

名	称	所	在	地
後藤病院		呉市東中央一丁目八番七号		

二 救急病院として認定された病院

名	称	所	在	地	効力を有する期限	備考
医療法人社団 悠仁会 後藤病院		呉市東中央一丁目八番 二〇号			平成三三年六月一八日	新規